

第3号 平成19年6月19日(火曜日)

平成十九年六月十九日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 小島 敏男君

理事 江渡 聡徳君 理事 高木 毅君

理事 大島 敦君 理事 渡辺 周君

理事 谷口 隆義君

鍵田忠兵衛君 河井 克行君

木原 誠二君 岸田 文雄君

園浦健太郎君 富岡 勉君

古屋 圭司君 御法川信英君

山本ともひろ君 渡部 篤君

松木 謙公君 松原 仁君

笠 浩史君 鷲尾英一郎君

丸谷 佳織君 笠井 亮君

.....

外務副大臣 岩屋 毅君

内閣府大臣政務官 岡下 信子君

政府参考人

(内閣官房拉致問題対策本部事務局総合調整室長)

(内閣府大臣官房拉致被害者等支援担当室長) 河内 隆君

政府参考人

(警察庁警備局長) 米村 敏朗君

政府参考人

(法務省大臣官房審議官) 後藤 博君

政府参考人

(法務省大臣官房審議官) 三浦 守君

政府参考人

(法務省大臣官房審議官) 齊藤 雄彦君

政府参考人

(公安調査庁次長) 北田 幹直君

政府参考人

(外務省アジア大洋州局長) 佐々江賢一郎君

政府参考人

(外務省領事局長) 谷崎 泰明君

政府参考人

(海上保安庁警備救難部長) 石橋 幹夫君

衆議院調査局北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室長 杉山 博之君

委員の異動

三月十三日

辞任 補欠選任

笠井 亮君 赤嶺 政賢君

同月十四日

辞任 補欠選任

松木 謙公君 川内 博史君

赤嶺 政賢君 笠井 亮君

同日

辞任 補欠選任

川内 博史君 松木 謙公君

六月一日

辞任 補欠選任

赤城 徳彦君 江渡 聡徳君

同月十九日

辞任 補欠選任

今津 寛君 御法川信英君

原田 義昭君 富岡 勉君

漆原 良夫君 丸谷 佳織君

同日

辞任	補欠選任		
富岡 勉君	原田 義昭君		
御法川信英君	今津 寛君		
丸谷 佳織君	漆原 良夫君		

同日			
理事赤城徳彦君	同月一日委員辞任につき、その補欠として江渡聡徳君が理事に当選した。		

本日の会議に付した案件			
理事の補欠選任			
政府参考人出頭要求に関する件			
北朝鮮による拉致問題等に関する件			
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案起草の件			

[このページのトップに戻る](#)

小島委員長 これより会議を開きます。			
理事の補欠選任についてお諮りいたします。			
委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。			
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕			
小島委員長 御異議なしと認めます。			
それでは、理事に江渡聡徳君を指名いたします。			
小島委員長 北朝鮮による拉致問題等に関する件について調査を進めます。			
この際、お諮りいたします。			
本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房拉致問題対策本部事務局総合調整室長兼内閣府大臣官房拉致被害者等支援担当室長河内隆君、警察庁警備局長米村敏朗君、法務省大臣官房審議官後藤博君、法務省大臣官房審議官三浦守君、法務省大臣官房審議官齊藤雄彦君、公安調査庁次長北田幹直君、外務省アジア大洋州局長佐々江賢一郎君、外務省領事局長谷崎泰明君及び海上保安庁警備救難部長石橋幹夫君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。			
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕			
小島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。			
小島委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。園浦健太郎君。			

園浦委員 おはようございます。自由民主党の園浦健太郎でございます。			
本日、質問の貴重な場をいただきましたことに、まず理事の皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。			
それでは、二十分しかございませんので、早速質問に入らせていただきます。			
いわゆる拉致問題でございますけれども、北朝鮮という国が、さまざまな問題それからさまざまな口実をつくってずるずるといえるような問題の解決を引き延ばしているわけでございまして、我が国にとって一番大切な拉致問題というものの進展が私どもの目から見て最近なかなか進展をしていないなというの、これまた事実でございます。			
もちろん、相手のあることでございますから、何を考えているかわからない国家を相手にするのも大変でしょうけれども、独裁国家でございますので、最後の決断というのは金正日様がやるわけでございます。			
昨今、この金正日さんの健康状態それからさまざまな体の問題について報道がなされておりますけれども、この交渉の相手となる金正日の健康問題等々、外務省の方でどの程度まで把握をされているのか、いわゆる交渉に出てこられるような状態なのかということとどの程度把握していらっしゃるのか、まずお伺いをしたいと思います。			
岩屋副大臣 おはようございます。			

政府としては、先生おっしゃるように、金正日国防委員長健康状態等、北朝鮮情勢については強い関心を持って、関連する各情報の収集、分析を行っておりまして、今お尋ねの金正日氏の健康状態については、さまざまな報道があることは承知をしておりますし、一定の独自の情報も持っておりますけれども、その詳細について具体的に述べることは、事柄の性質上、差し控えさせていただきたいというふうに思っております。			
いずれにしても、政府として、北朝鮮の現体制の安定性に影響を与え得る諸般の情勢を注視していきたいと思っておりますし、関係各国との情報、意見交換を行っていききたい、こう思っております。			
園浦委員 ありがとうございます。			
確かに、こういう公の場でなかなか言いにくいというのはわかるんですけども、北朝鮮のいるいるなものに対して影響を与え得るという言葉をいただいたので、その中身でちょっと理解をしたいというふうに思います。			
それで、ここ数日、いわゆる初期段階の措置ということが動き始めてきたわけでございますけれども、これは、BDAの問題と核施設停止それから重油の提供というそもその、BDAが何でとまる要因になるのかということすら私も理解できないんですが、このパノ・デルタ・アジアのいわゆる送金問題というのは、今、片づいた、送金が終わったというふうな情報を得ていらっしゃるのかどうかというものを次にお伺いしたいと思います。			

岩屋副大臣 先生おっしゃるとおりで、本当はBDA問題というのは六者協議とは全く関係ない、だけれども北朝鮮がそれを盾にとつて六者協議での合意の履行をおくらせてきたということございまして、甚だ私どもとしては遺憾に思っているところでございます。			
そのBDAの送金問題でございますけれども、ロシアまで行ったというのは私どもとしても確認しておりますが、その先どうなったかということについては実はどの国も明確にはまだ発表していないというところでございますので、ただ、送金問題の解決が最終段階に来ているというふうには認識しております。			
園浦委員 ありがとうございます。			
とするならば、外務省としては、早急にというが近日中にこの問題が片づいて、いわゆる初期段階の措置に移行できるという見込みをお持ちなんでしょうか。			
岩屋副大臣 十六日、朝鮮中央通信の報道によりますと、北朝鮮の原子力総局長が寧辺の核施設の稼働停止に関するIAEAの検証、監視手続の問題の討議に関し、IAEA事務局長に書簡を送ったと、それから、同総局長はこの書簡の中で、BDAに凍結されていた北朝鮮の資金の解除プロセスが最終段階にあることが確認されたため、IAEAの実務代表団を招請するとしてきたというふうに報じていると承知をしております。			
それから、これを受けましてIAEAの方も、二十五日の週から実務代表団が訪朝する予定である旨発表したと承知をしております。			
したがいまして、我が国といたしましては、今回の動きがIAEAの監視、検証の早期開始、ひいては寧辺の核施設の活動停止、封印を含む、先生がおっしゃる初期段階の措置の完全な実施につながることを強く期待しているところでございます。			
ただ、この初期段階の措置はあくまで第一歩にすぎないわけでございまして、最終的な目標は、北朝鮮による核保有をすべて、すべての核計画の完全な申告の提出及びすべての既存の核施設の無能力化といった措置まで至らなければいけない、まさに共同声明に従って、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄する、そこまでいかなければいけない、こういうふうにしておりまして、関係国と連携してしっかりと努力をしていきたい、こう思っております。			
園浦委員 ありがとうございます。			

確かに、初期段階の措置というのはあくまで第一歩、一歩目でございますから、その先が重要なわけでございますけれども、僕ら日本国民としてみれば、また北朝鮮が何か難癖をつけてずるずるやるんじゃないかという危惧もありますし、昨今の例えばアメリカの金融制裁の話にしろ韓国の経済支援の話にしろ、周りで全員で圧力をかけないとうまくいかないにもかかわらず、何となく、五カ国の足並みが本当にうまくいっているのかというような懸念をされるような報道も散見されます。			
そこで、五カ国間の話、いわゆる北朝鮮に一致して圧力をかけるという部分での五カ国間の調整というものについて、今どういう状況にあって、それで五カ国の足並みは本当にきちっとそろっているのかという部分についてお答えをいただければと思います。			
岩屋副大臣 先生おっしゃるように、北朝鮮がさらに新たな口実を持ち出すことがないように、関係各国と連携してしっかりと圧力をかけていかなきゃいけないと思っております。我が方の立場は、アメリカもそうでございますが、忍耐にも限度があるという認識で両首脳は一致しているわけでございまして、このBDAの問題が解決すれば直ちに初期段階の措置の履行を北朝鮮に求めていかなければいけないと思っております。			
関係各国が今どういう話をしているかということは、きょうは佐々江局長も来ておりますので、また事務方からちょっと報告をさせていただきます。			

佐々江政府参考人 六者の間で今後どういうふうに初期の措置を実施していくかということにつきましては、いろいろな形で、既に非公式に二国間等の中で議論が行われておりますし、特にアメリカを中心として、ヒル國務次官補が、中国、韓国、そしてきょうは日本に来るということで、その辺もあわせて協議を進めたいというふうにしております。			
---	--	--	--

しかし、我が国としては、先生がおっしゃるように、UNDPによる内部調査、それから国連本部の監査委員会の北朝鮮での現地調査を通じて真相が徹底的に明らかにされる必要があるというふうに考えているところでございます。

谷口(隆)委員 徹底的にこれはやっていただきたいと思います。

それで、もうほとんど時間がないので、この大きな問題に若干言及したいと思いますが、例の朝銀信用組合に一兆四千億圓が公的資金を投入いたしまして、その一部、六百二十七億圓が朝鮮総連の本部に流れたということで、この破綻債権を買い取った整理回収機構が総連に対して返還を求めた訴えが、昨日判決が出て、全面的に総連に支払いを命じられたわけで、また仮執行の宣言も付された、こういう状況でございます。

この事件が、元公安調査庁長官の緒方氏が代表取締役の会社が出てきたり、朝鮮総連の代理人として日弁連の会長をやられていた土屋公献氏が出てきたり、非常に不可解な事件になっておるようでございます。この取引も、敗訴を見越した形で資金決済なく(売買取引を行ったわけで、どうも、お聞きしますと、昨日にはこれをまた白紙に戻すと土屋弁護士は言っていたらっしゃるようですが、この一連の取引に対して、今どういうことを我が国として、政府として対応しようと考えていらっしゃるのか、お聞きをいたしたいと思っております。

北田政府参考人 お答え申し上げます。

今回、元公安調査庁長官が朝鮮総連中央本部の土地建物の売買に関与したという件につきましては、当局に対します信用、信頼を損ないかねない事態と重く受けとめているところでございます。これによりまして疑念が生じたとすれば、遺憾なことと考えているところでございまして、当局といたしましては、さらに朝鮮総連関係の動向調査を徹底して行ってまいりたい、このように考えております。

谷口(隆)委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、いずれにいたしましても、公安調査庁の長官というのは朝鮮総連との間で利害が当然ながら相反するわけでありまして、その方が代取の会社に朝鮮総連の本部を売却する、こんなばかなことは私たちはちょっと理解できないので、よくその状況を説明していただいて、国民の前に明らかにしていただきたいということを申し上げまして、これで終わらせていただきます。

小島委員長 次に、松原仁君。

松原委員 民主党の松原仁でございます。

六者協議、現在北朝鮮側がA E Aの招聘をしたという報道もなされておりますが、この事実関係、お答えいただきたいと思ます。

岩屋副大臣 先ほどもお答え申し上げましたけれども、北朝鮮は十六日にA E Aに対して書簡を出しております。それによると、バンコク・デルタ・アジアに凍結されていた資金の解除プロセスが最終段階にあることが確認された。二月十三日の合意に基づいて寧辺の核施設の活動停止に対する検証、監視の取り決めに関する手続的な問題について議論するための条件がつけられた。三月のA E A事務局長訪問の際に協議されたA E Aの実務レベル代表团による北朝鮮訪問の提案に同意するという書簡をA E Aに送っております。これを受けて、A E Aは二十五日の週から実務代表团が訪朝する予定である旨発表したというふうに承知をしております。

松原委員 事実確認ではありますが、B D Aの送金はロシアの金融機関を通るといふうなことも報道がなされておりましたが、この事実関係の確認はできていますでしょうか。

岩屋副大臣 これも先ほどお答え申し上げましたが、我が国はB D A問題の当事者ではございませんので、なかなか確たることを申し上げる立場にないわけですけれども、ロシアまでは行ったのではないかとというふうには認識をしているところでございますが、B D Aにおいて凍結されていた北朝鮮の資金の送金が終了したという旨の発表がなされたとはまだ承知しておりません。

松原委員 さて、ここで原点を確認する必要があるかと思いますが、拉致問題の解決というのは何が解決なのか、お答えいただきたい。

岩屋副大臣 これはたびたび申し上げておりますように、拉致の被害者の帰還等のごことが完全に終了するということをもって拉致の解決というふうに考えております。

松原委員 拉致被害者の完全なる帰国というのはどこの段階をもって認識をなさるか、お伺いしたい。

岩屋副大臣 これまで被害者として認定をされている方々、また新たに追加されてきておりますが、そういう方々全員の帰国が完了するということをもって解決ということだと思います。

松原委員 前回、曽我さんが出てきたときは、日本の方はそれは想定していなかったわけでありまして、つまり、今日本の国内において把握をしている以外の、いわゆる特定失踪者のことについてはどうお考えか、お伺いしたい。

佐々江政府参考人 特定失踪者の件につきましても、拉致されたということが我が国当局によってはっきりすればそれも対象になるというふうに考えております。

松原委員 それで一〇〇%の拉致被害者が全員判明するとお考えかどうか、お伺いしたい。

佐々江政府参考人 もちろん、どれくらいの方が実際に、最終的に拉致されたかどうかという点については、これはもう、わからない領域というのは常にあると思ます。ですから、この特定失踪者という形で、可能性がある人々ということで我々も北朝鮮に問題提起をしておりますし、この問題については引き続き問題提起をするということだろうと思ますけれども、拉致問題の解決ということを今おっしゃっておるので、この拉致ということについては、拉致被害者と認定された者を対象としているということを申し述べたわけでです。

松原委員 今の局長の答弁ではいけないと私は思っております。冒頭、岩屋副大臣がおっしゃったように、これは拉致被害者全員の帰還でありまして、認定している人間だけ戻れば解決というのは話にならないということをまず申し上げておきたい。

そもそも、この案件は、国家テロによる誘拐でありますから、二つの観点から考えなければいけない。

第一は、その被害者全員の帰還であります。私は、率直に申し上げるならば、被害者全員の帰還というのは金正日体制が崩壊しない限りわからない、これが真の正解だと思ます。佐々江さんのお立場では言えないのかもしれませんが、

二つ目の問題は、この拉致を引き起こした当事者の逮捕であります。犯罪においては、その当事者が捕まらなければいけないわけでありまして。したがって、その犯罪の当事者はだれか、金正日その人が当事者である可能性があるとするならば、この人間も捕まらなければいけない。これが本来の拉致問題の解決であるということとを、きょう改めてこの場で申し上げたいわけでありまして、岩屋副大臣、御所見をお伺いしたい。

岩屋副大臣 先ほど被害者の帰還等ということを申し上げましたが、もちろんその中には、先生がおっしゃったように、真相の解明、それから実行犯といひますかの引き渡しということも全部含まれて解決というふうに考えているということでございます。

松原委員 真相の解明というのは、何分、うそを平気でつく、横田めぐみさんの骨で違うものを出してきて何とも思わない国家でありますから、そういった意味では、これはそこまでいかないといけないんだというのを腹の底にきちっとおさめてもらわないと議論は進まないと思っております。

さて、そうした中において、今日のこの状況、六者協議がこういう状況で、北朝鮮がB D Aの送金を認め、A E Aの招聘をする、こういう流れであります。当初のスケジュールからどれくらいおくれたという認識か、佐々江さんにお伺いしたい。

佐々江政府参考人 先生御承知のように、二月の合意におきまして、初期の措置を六十日以内にやるということになっていたわけでございます。我々としては、この二月から六十日以内でございますから、四月あたりにはできるんだろう、できることが望ましいし、ねばならぬというふうに考えておったわけですが、それ以降、今、六月でございますから、数カ月おかれていると認識しております。

松原委員 これは、見ようによっては、六カ国のこの議論が北朝鮮のペースで動いているのではないかと、私も、教う会の関係の方、その他さまざまな関係者と話をすると、北朝鮮ペースで動く(六者協議になっているのではないかと大変に危惧をしているわけでありまして、

現状、この段階で、A E Aというのがまず来ていいよと北朝鮮が言った、拉致の部分に関しては、日朝作業部会は今行われていない。この状況は、佐々江アジア大洋州局長が二月の段階でイメージした日本と北朝鮮、特に拉致問題をめぐる動きとしてはどういう御感想か、上々とお考えか、かなり遺憾であるか、お伺いしたい。

佐々江政府参考人 北朝鮮が六者の会合で約束したことを実行しなかったという点において、これは極めて遺憾な事態であると思ますし、北朝鮮がB D Aの問題を理由にそもそも実行をしてこなかったということ自身が、まず極めて遺憾であるというふうに思っております。

それから第二に、B D Aの問題につきましても、アメリカがいるような形で北朝鮮との間で努力してきた。その点につきまして、先生御承知のようにいろいろな形でやってきたわけでございますが、かくも長く時間がかかっている。このことについても極めて残念に思っております。

そういう意味では、予定どおりいかなかったということについて、北朝鮮を非難する立場に我々としてはあると思ますが、同時に、ややおくれましたけれども、ここに来てこのB D A問題が一定の決着の方に向かいつつある。そして、そのことを受けて初期の措置の実施に向けた具体的な動きが始まる兆しが見えている。そのこと自身は将来に向かっての一つのステップであるというふうに思っております。

松原委員 私、金正日の心境というのはわかりません。しかし、彼は恐らく引き延ばしをしようと思っている、引き延ばしをしようとしている。なぜならば、アメリカの中間選挙で民主党が勝ち、プッシュという北朝鮮を悪の枢軸呼ばわりした世界最高の権力者がアメリカの大統領でなくなれば、北朝鮮をめぐる環境は俄然変わる、したがって次の大統領選挙までとにかく(時間を引き延ばす、そこまでが金正日の戦略だろうと思っております。その戦略に沿ってこの六カ国の協議がうまく使われているのではないかとというふうに多くの関係者は心配しているわけがあります。

私が外務省から聞いていたというか、私が聞いていたニュアンスは、圧力があって対話があって、圧力があって対話だ。国連で圧力についての決議が上げられた、北朝鮮がこれに対して恐れおののき、一番直接は米国の金融制裁でしょう。次は対話、対話は二月にやった、対話を切らさないことによって圧力をさらに引き延ばす。そしてアメリカの大統領選挙まで持っていけば、これで首の皮はつながらという極めて明快な戦略のもとに彼らは行動している。

私が当初聞いていた話は、圧力の次が対話、対話の次が圧力だ、したがって、ここで第二のさらなる、前回よりももうちょっと厳しかった国連安保理決議等がなされる、それを米国も同意をしているというふうには私は外務省の方から仄聞したような記憶がありますが、このことに関して、本来であれば、この段階まで北朝鮮が延ばしたならば、次の国連制裁決議に行くべきだと私は思うんですが、このことについて佐々江さんの御所見をお伺いしたい。

佐々江政府参考人 今の御質問に対するお答えをする前に、先ほど私が行いました答弁につきまして、やや言葉遣いの用法が正しくなかったので修正させていただきます。私は先ほど、すべての拉致被害者の認定というふうに申し上げましたが、すべての拉致被害者ということでございますので、失礼いたしました。それは訂正させていただきます。

それから、この段階でさらなる圧力をかけるべきかどうか、あるいはかけることが適切ではないかといったようなお話でございますが、対話と圧力というこの政策をどのタイミングでどういふふうにかけるのかということは、まさに相手の出方も見ながら、あるいは全体的な戦略状況を見ながら考える話であろうというふうに思っております。

そして、理論的には、今の初期段階の措置、あるいは六者会合で約束した措置を北朝鮮が全くとっていないというような状況のもとでは、先生がおっしゃられるように、やはりこれは問題であるということで、ほかの五者も含めて、そういうことがより現実的な課題として浮上してくることはあり得ると思ますが、現時点において、我々としては非常に甚だ不満足ではありますけれども、もうやく(ここで来てこの六者の合意の第一歩がとられようとしている、そういう状況にある。そういう状況を、まずは実施することが重要ではないかと思っているわけでございます。もちろん、その過程で圧力を減らすということではなくて、圧力は引き続きかけてい(べきだというふうに思っております。

松原委員 私は、この六カ国で期限を切ったということが大事なんですよ、あの国は、期限を切らなければどんどん引き延ばすわけですよ。いまだに、北朝鮮がこれからA E Aを招聘しますよ、ああ、よかったよかったということでは、期限を切った意味は一体どこにあるんだ、期限を切った意味が全くないんですよ。私は、なぜ期限が来た段階において、では、この二カ月の期限が来た段階で日本政府はどういう行動をとったのか、教えていただきたい、何にもしなかったのか、何かしたのか、教えていただきたい。

佐々江政府参考人 先生御承知のとおり、六者の二月の合意を六十日以内に実施するという点については、現実の問題として、米期間においてB D A問題が三十日以内に決着するということと組み合わせになっていたわけでございます。それは先生も御承知のとおりだと思います。

これは、別に北朝鮮の肩を持つ必要もありませんし、そうすることは正しくないと思ますけれども、現実の問題として、B D A問題の処理と初期の措置の実施というものが政治外交上の現実としてリンクされているという状況にあったことは事実でありますし、B D Aの問題がなかなか決着がつかない段階において、一方の措置が実施されていないことに対して制裁を行うということが果たして正しいのかということはあったというふうに思ます。我々としては、その段階で引き続き圧力をかけてい(べきだというふうな考えでありますし、その点について関係国とも協議してきたということでございます。

松原委員 こういう問題というのは確かにおっしゃるような要素があるかもしれないけれども、我々は北朝鮮の立場に立って物を主張する必要はないのであります。我々の側からいえば、米国と北朝鮮の間はどうあろうと、二カ月を過ぎた段階でメッセージを出すということは、私は日本としては当然必要な行動だったと思ます。今の議論でいったらば、例えば次の何かの協議で、では半年と、半年なんて意味がないじゃないですか、半年の前提条件で、これが前提です、あれが前提ですといったら、半年は全く意味がない、期限を切る意味なんか全くなくなってしまう。

佐々江政府参考人 先生御承知のとおり、六者の二月の合意を六十日以内に実施するという点については、現実の問題として、米期間においてB D A問題が三十日以内に決着するということと組み合わせになっていたわけでございます。それは先生も御承知のとおりだと思います。

これは、別に北朝鮮の肩を持つ必要もありませんし、そうすることは正しくないと思ますけれども、現実の問題として、B D A問題の処理と初期の措置の実施というものが政治外交上の現実としてリンクされているという状況にあったことは事実でありますし、B D Aの問題がなかなか決着がつかない段階において、一方の措置が実施されていないことに対して制裁を行うということが果たして正しいのかということはあったというふうに思ます。我々としては、その段階で引き続き圧力をかけてい(べきだというふうな考えでありますし、その点について関係国とも協議してきたということでございます。

松原委員 こういう問題というのは確かにおっしゃるような要素があるかもしれないけれども、我々は北朝鮮の立場に立って物を主張する必要はないのであります。我々の側からいえば、米国と北朝鮮の間はどうあろうと、二カ月を過ぎた段階でメッセージを出すということは、私は日本としては当然必要な行動だったと思ます。今の議論でいったらば、例えば次の何かの協議で、では半年と、半年なんて意味がないじゃないですか、半年の前提条件で、これが前提です、あれが前提ですといったら、半年は全く意味がない、期限を切る意味なんか全くなくなってしまう。

私は、二カ月たった段階で、日本は日本独自の立場において、米国に対して促すということも含め、促す必要があったかどうか私もわかりません。B D Aのあれが必要だったかどうかもわからない。これは力関係の議論であるかもしれないけれども、我々は我々

の主張を二カ月たっただけだということに思います。

そして、そういう中において、北朝鮮は金が欲しいわけであり、金が欲しいということが彼らがやるうとしていることで、恐らく、アジア開発銀行、これもターゲットにあるだろう。日本が六カ国で北朝鮮の拉致が解決しなければ金は出せませんと言ったら、では、アジア開発銀行から出すとおそれがある。アジア開発銀行のナンバーワン、ナンバーツーの株主という出資者は日本とアメリカであります。したがって、日本とアメリカが手を組むことによって、アジア開発銀行が北朝鮮に対しての融資をしないということは決定できるわけであり、

このことについて私は別の委員会でも質問いたしましたが、アメリカが、いいよ、アジア開発銀行からの金が北朝鮮に行っていれば、よもや言わないと思いますが、少なくとも我々のメッセージとして、米国と協調してアジア開発銀行から北朝鮮に対してのお金は行かせないということを協議する用意がありますが、お伺いしたい。

佐々江政府参考人 先生御承知のとおり、米国においては北朝鮮をテロ国家指定にしております、その関係で、国際金融機関を通じての支援というのは米国はやりたくないということになっております。他方、我が国としても、現状のような拉致問題の情勢では、そういうことをする情勢にもないわけでございます。

したがって、将来大きな進展がある、あるいは我々として納得し得るような状況がない限り、アジア開発銀行の問題について、我々として積極的な立場をとるということはないだろうと思っておりますけれども、仮に将来の問題として、日米間でアジア開発銀行をめぐる問題についてどうするかということが現実的な課題として浮上ってくれば、それは、そのときの日朝関係あるいは六者協議の状況が踏まえて、米国と相談しながらやっていく話だろうと思っておりますけれども、現時点においては、アジア開発銀行を通じて援助をするということはこの国も考えておられないというふうに思います。

松原委員 テロ支援国家指定という問題が外れる可能性があるということを我々は大変危惧しているわけでありまして、少なくとも、アジア開発銀行において日本だけが北朝鮮に金を出すべきじゃないと言っても、米国が、いやいいよと言えば終わってしまう話でありますので、アジア開発銀行の金が行かないように、米国のテロ支援国家指定が外れるかもしれない、北朝鮮は、最終的に、次はそれを、I A E A の査察を半分だけ半食いさせて、半分だけ見せませんよと言って、ああ、これはやはりテロ支援国家指定を解除してもらわなきゃいけないと言われたらどうするんだという話になる。今、それこそヒルさんだったら、わかりましたと言うかもしれない、問題ですよ、それは、

だから、私は、米国のテロ支援国家指定自体が外れる可能性があってもいいけれども、もし外れたら金が行かないというふうにするということによって、北朝鮮に対して精神的制裁をさらに加えていくということは必要だろうと思っておりますので、岩屋副大臣、いかがですか。

岩屋副大臣 テロ支援国家指定の問題については、数次にわたって日米の首脳間で話し合いが持たれておりますし、したがって、私どもとしては米国を信頼しておりますし、プッシュ大統領も、十分に日本の立場を考えてこの問題については対処するという態度もあっておりますから、その前提で、テロの支援国家指定の解除は、先生は今、何かすぐにでも解除されるかのようなお話でございましたが、そのようには私どもは考えておられないところでございます。

松原委員 それは違うので、すぐにそれが外れると思いません。当然時間をかけて外す、外すのを条件にして、北朝鮮はアメリカの大統領選挙まで時間を稼ぐ、そして、外れたときには、アジア開発銀行から出すというのが既に根回しが行われている可能性があるということをおっしゃるわけであり、

時間がなくて、次の質問に参ります。

よど号妻の子供十九人が日本に自由に往来している。この間の質問で、笠議員も質問しましたが、どうも子供十九人が自由に北朝鮮と日本の間を往来しているということであり、

警察の方で把握してありますか。

米村政府参考人 一定程度把握しております。

松原委員 結局、アメリカは北朝鮮をテロ支援国家とした、我々もテロ支援国家に認定しようと、今回、北朝鮮人権法はきょう議員立法がなされるが、この中で入れたいぐらいの話があった。

私が申し上げたいのは、テロ支援国家であるならばというよりも、中国の国境を越えて自由に行く、そういうことが許されていいのか、中国の国境を越えて自由に北朝鮮に行く日本人に関して、これは警察になるのか公安調査庁か、どこになるのかわからないけれども、これについて把握するすべいはあるんでしょうか、お伺いしたい。

米村政府参考人 御質問の趣旨は、よど号の子供たちが中国に渡って、そこから行く分について把握しているかどうか、……(松原委員「他の日本人もあり得るんじゃないかと思うんですね」と呼ぶ)確かにあり得るだろうと思っておりますが、必ずしも十分に把握し切れるとは私は思いません。

松原委員 質問の時間が来たのでもうやめますが、つまり、北朝鮮に日本から中国経由で行く人間についてチェックできないということなんですね。そして、この十九号の子供たちは自由に往来し、北朝鮮によって洗脳された状況の中で、いろいろなメッセージを流している可能性があるというふうには我々は見ているわけであり、

これについて、救う会や家族会は、彼らに対してパスポートを、よど号事犯のメッセンジャーという呪縛から解放されるまで北朝鮮に行かなくてあげてあげて子供たちにとって望ましい、子供たちに対して旅券返還命令を出すべきだ、こう言っているわけであり、もともと日本の旅券には北朝鮮を除くと書いてあった、今それが書いてない、これは何で書かなくなったのか、本来これを書かなければいけないんじゃないかという質問と、そして、こういったものに対して警察としてどのような対応をするのか、それをお伺いして、時間ですので終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

岩屋副大臣 何で北朝鮮が外れたのかということですが、これは、たしか金丸訪朝のとき以降、北朝鮮にも行けるようにしたということでございますが、現在は、御承知のように、制裁等で渡航制限をある程度しているわけでございます。

先生があっちゃん懸念は私どもよくわかりますけれども、旅券法の規定に基づいて適切に対処しなければいけないと思っております。旅券法の十三条第一項、「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めに足る相当の理由がある」というふうに関係機関から情報がある場合には、旅券法において外務省としても適切に対処したい、こう思っております。

松原委員 終わりますが、大事なことは、これをきちんとやらなく、全然、制裁といいつながら、どんでん行ったり来たりしているのではしようがないわけでありまして、これはきちんとやらなきゃいかぬ。(発言する者あり)今のは、では、質問は取り消しますけれども、

とにかく、こんな緩い経済制裁というか、出入り自由な状況の中で、これはどういうふうにして制裁が行えるのか、まじめにやっているというメッセージが伝わらないということでありまして、私は、少なくとも、このよど号事犯の子供たちに関しては旅券返還命令を出すべきだというふうに思いますし、北朝鮮に中国の国境を越えて行くようなケースはきちんと把握をし、そういった人間は日本から出入りできないような、私はそういった措置をとるべきだということを申し上げまして質問を終わります。

時間です。ありがとうございました。

小島委員長 次に、笠井亮君。

笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

先ほど来質疑がありますが、北朝鮮が、去る六月十六日、国際原子力機関、I A E A 代表団を招請したことで、二月十三日の六者会合で合意した初期段階の措置の履行に踏み出す、先ほど兆しという言葉もありましたが、可能性が出てきたとされています。

米首席代表のビル國務次官補は、今回の六者会合を七月初めには再開されるよう期待しているとも述べている。二月の合意によれば、北朝鮮は、寧辺にある再処理施設を含む核施設を最終的に放棄することを目的として、活動の停止、封印をするということとともに、早期にI A E A 査察官の復帰を受け入れなければならないということであり、

初期段階の措置の一刻も早い履行が求められていることは言うまでもありません。その履行を終えれば、北東アジア地域における安全保障面での協力を促進するための方法と手段を探求することを目的に、速やかに関係会談を開催するということになっていくだろうと思っております。

そこで、佐々江局長に改めて伺いますけれども、I A E A の代表団招請の動きをどう評価されているか、また、それを六者会合再開、日朝作業部会開催、拉致問題の進展に向けてどうつなげなければいけないというふうにお考えか、いかがでしょうか。

佐々江政府参考人 現地にI A E A の実務代表団が来週から入ってくるということにつきましては、先ほど来、副大臣の方から申し上げているとおりでございます。

我々としては、これはあくまでも初期段階の措置に至るその前の最初であるということございまして、そもそも、これを通じて実際に監視、検証、あるいは寧辺の核施設の活動停止、封印にまず至らなければ物事が始まらないわけでありまして、まずはそれらをちゃんと実施できるかどうか、あるいは実施できるようにやはりしていくことが一義的に重要であって、何かこのことによってすべて問題がうまくいって決着がつくというふうには考えておられないわけでございます。

それから二番目に、この件によって日朝関係あるいは拉致問題についてどういうふうになるのかということでございますが、今回の動きは直接的には非核化に向けた動きということでありまして、その意味では、これが直接日朝関係あるいは拉致問題に影響を及ぼすというふうには考えておりません。

しかしながら、先生御承知のとおり、六者会合の全体の目標の中には、非核化の問題と並んで、拉致問題のような懸念を含めて解決して日朝関係が正常化するということも目標としてうたっているわけでございますので、核問題の進展があれば、その結果として、米朝関係さらには日朝関係に間接的な影響を及ぼすことも事実であります。その機会をとらえて、我々としては、まさにこの拉致問題を正面から解決しなければならぬのだ、そういう時期が、さらにその切迫性が增大しているというふうな北朝鮮に訴え得る、そういうきっかけが出てくるのではないかと思っております。

笠井委員 岩屋副大臣に伺いますが、二月の六者会合の合意における経済、エネルギー及び人道支援の問題について、この間政府は、日本については、拉致問題を含む日朝関係に進展が得られるまで不参加だというふうなことを言われて、拉致問題に進展がなければ支援は行わないという立場を表明されてきました。

そういう中で、麻生大臣は、去る六月四日の参議院の特別委員会の中で、六者協議が速やかに動いていくためにはという文脈の中で、我々は拉致問題に進展が見られれば協力する用意はあるという答弁をされております。

ここには、これまでの進展が得られるまで不参加か進展がなければ支援しないという表明と比べて、何か事態の推移に対応した何らかの新たなメッセージが込められているのか、あるいは現時点でこの意味するところはということにあるのかということについて、お答えいただきたいと思っております。

岩屋副大臣 先生、それは、大臣があっちゃんしたのは全(同)じ意味だと思っております。

私どもは、拉致問題の進展が見られない限りはエネルギー支援等は行わないということを言っております。その姿勢は変わっておりません。だから、大臣があっちゃんしたのは同じ意味だと思っております。

ただし、拉致問題に明らかな進展が見られた場合は、参加する用意があるということをおっしゃるわけでございます。

笠井委員 最後に、佐々江局長に一言伺っておきます。

去る二月二十一日の当委員会で、私が、日朝平壌宣言に基づいて、拉致、過去の清算を含む二国間の懸念の解決と国交正常化への努力と、六者会合における朝鮮半島非核化のための課題を結びつけていくことの重要性について質問したのに対して、塩崎官房長官は、日本の問題と全体の問題との有機的結合の中で全体を解決していくと述べました。六月四日の参議院の特別委員会でも、両者の「両輪という好循環が生まれていくことが大事なんではないか」というふうな答弁をされております。

現段階で、この有機的結合あるいは好循環を生み出すために、日本政府の首席代表としてどう対応しているのか、お答えをいただきたいと思っております。

佐々江政府参考人 日本の問題と全体の問題との有機的結合の中で全体を解決していくことを官房長官は述べられたわけですが、これは、先ほど申し上げましたとおり、日朝関係は北東アジアの全体戦略の中でやはりとらえていなければならない必要がある、すなわち、日朝関係と米朝関係、あるいは南北関係もあります。さらには六者全体のこともありますが、それが全体として問題解決に向かう中で日朝も問題解決していく、そういうお互いに前向きなベクトルで物事を処理していくということだと思っております。

ですから、そういう意味では、核の問題の解決と拉致問題等の日朝問題の解決を何かあたかも二律背反的な矛盾するような形でとらえるのは、私は正しくないというふうに思っております。

非核化が進むことは我が国の安全保障にとって極めて重要なことであり、その点について日本としても全力を尽くすべきだと思います。そのことによって安全保障状況が好転する中で、やはり日朝関係というものを前提にして前に進めていくということが重要であると思っております。その進めていくに際しては、避けて通れない拉致問題の解決を引き続き重視して北朝鮮と交渉していくということであろうと思っております。

私はこの二重を迫らざるべきと考えておまして、それは、六者協議の中でも、あるいはその中で日朝協議を行う中でも、あるいはその他の機会に日朝で話をうる際にも、この両者のいい意味での連関、お互いにいい影響を与えるという形での話し合いが重要で

はないかというふうに思っております。

笠井委員 終わります。

小島委員長 この際、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等で御協議を願いました結果、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ましたので、本起草案の趣旨及び概要について、委員長から御説明いたします。

本案は、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、施策における留意等について定めるものであります。

その主な内容は次のとおりであります。

政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう、十分に留意するとともに、外国政府及び国際連合、国際開発金融機関等の国際機関に対する適切な働きかけを行わなければならないものとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

小島委員長 本件について発言を求められておりますので、これを許します。笠井亮君。

笠井委員 私は、日本共産党を代表して、北朝鮮人権侵害問題対処法改正案について発言を行います。

昨年の通常国会で成立した本法律の最大の特徴は、我が国の主権を侵害した国際的犯罪行為である拉致問題と、「脱北者」問題など基本的には北朝鮮の内政にかかわる人権侵害問題を同列に扱い、この性格の全く異なる問題を「北朝鮮当局による人権侵害問題」として、政府による施策の実施を定めていることであります。

我が党は、この法案審議に当たり、相手がどのような国であれ、その国の内政にかかわる問題を日本の国内法で明記し、国としての対処を定めることは、内政干渉となるばかりか、拉致問題の解決にとっても有害であることを指摘し、反対の立場を表明しました。

今回の改正案は、政府が北朝鮮への施策を行う前提条件について、拉致問題の進展だけではなく、「脱北者」問題など北朝鮮の内政にかかわる人権侵害問題の進展までも含む規定となっています。したがって、これは、本法律の本質を何ら変えないばかりか、外交交渉による拉致問題の解決に一層重大な障害を持ち込むものであると言わざるを得ません。

以上の理由から、反対であることを表明して発言とします。

小島委員長 これにて発言は終了いたしました。

お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

小島委員長 起立多数。よって、本案は委員会提出法律案とするに決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

小島委員長 この際、御報告いたします。

北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため、去る三月十四日、鹿児島県に視察を行いました。

その内容につきましては、視察報告書として本日の会議録に参照掲載したいと存じますので、御了承願います。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

小島委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十二分散会

[このページのトップに戻る](#)